○海上保安庁告示第二百二十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月三十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三四度五九分、東経一三九度七分、北緯三五度一分、東経一三九度九分の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十二年十二月三日から平成二十二年十二月六日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第四十六号（平成二十二年十一月二十六日発行）

○海上保安庁告示第二百二十五号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十一月三十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	開発局苫小牧港東島防波堤西灯台
位置	
所在地	北海道苫小牧港第三区（東島防波堤西端）
北緯	四二―三六―四五
東経	一四一―三七―〇六
変更した事項	
位置	
所在地	北海道苫小牧港第三区（東島防波堤西端）
北緯	四二―三六―四五
東経	一四一―三七―〇七
光達距離	地上から構造物の頂部まで九・七メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
高さ	実効光度三〇〇カンデラ　七・〇海里
変更年月日	平成二十二年九月十三日

○海上保安庁告示第二百二十六号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十一月三十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	香西港西防波堤灯台
位置	
所在地	香川県香西港（西防波堤外端）
北緯	三四―二一―一九
東経	一三四―〇〇―〇一
廃止年月日	平成二十二年九月十五日

○海上保安庁告示第二百二十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十一月三十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	高松港東防波堤灯台
位置	
所在地	香川県高松港（東防波堤外端）
北緯	三四―二一―二三
東経	一三四―〇三―一八
廃止年月日	平成二十二年九月十六日

○海上保安庁告示第二百二十八号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十一月三十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	山口県宇部港東A灯浮標
位置	
所在地	山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・八キロメートル）
北緯	三三―五五―三九
東経	一三一―一四―三五
撤去年月日	平成二十二年九月十七日
記事	一時変更

○海上保安庁告示第二百二十九号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十一月三十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	津港北防波堤灯台
位置	
所在地	三重県津港（北防波堤外端）
北緯	三四―四二―三七
東経	一三六―三一―三八
変更した事項	
名称	津港岩田川南防波堤灯台
位置	
所在地	三重県津港（岩田川南防波堤外端）
北緯	三四―四二―三三
東経	一三六―三一―四四

○北陸地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
高岡市柴野内柴二一三番一から同市柴野内柴字下野一〇二六番五まで	前	一二・二〇～五二・六〇	一〇二・二八メートル
	後	一六・六〇～五二・六〇	一〇二・二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
南魚沼市五日町字欠ノ下二四一一番二から同市今町一一三一番八まで	前	一七・二四～三一・一〇	一〇〇・五四三メートル
	後	一七・八〇～三一・一〇	〇〇・五四三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

塗色及び構造　白色　塔形

灯質　連成不動単閃緑光　毎三秒に一閃光

光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ

光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで九・九メートル

変更年月日　平成二十二年九月二十二日

○防衛省告示第二百十六号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

平成二十二年十一月三十日

防衛大臣　北澤　俊美

信号符字	名称	付与年月日
JSNS	五〇四　けんりゅう	平成二十二年十一月十五日